

# 船橋市総合型地域スポーツクラブ育成事業補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、スポーツを通じた地域住民の健康保持・増進及びコミュニティづくりを目的として行われる地域スポーツクラブ(以下「クラブ」という。)の設立及びその運営に対し、予算の範囲内において船橋市総合型地域スポーツクラブ育成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、生涯スポーツの振興を図り、もって地域の健全な発展と住民の福祉の増進に資することを目的とする。

## (交付の要件)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げた要件を備えたクラブとする。

- (1) 原則として市が区分するコミュニティ地区、又は中学校区を一つの範囲とし、そこに居住する住民を対象とするクラブであること。
- (2) 地域住民による主体的な運営がなされ、そのための規約や会則が確立されているとともに、運営組織が明確にされていること。
- (3) スポーツを主活動とし、複数のスポーツ種目を有していること。
- (4) 運営費の主たる財源が会員から徴収する会費であること。
- (5) 設立後3年に満たないクラブで、自主財源では運営が困難であること。

## (補助金の額)

第3条 補助金の額は、団体の運営に要した経費に3分の2を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が20万円を超えるときは、20万円とする。

## (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするクラブの代表者(以下「申請者」という。)は、船橋市総合型地域スポーツクラブ育成事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) クラブ規約(会則)
- (2) 運営組織図
- (3) クラブ概要説明書
- (4) 年間活動計画書
- (5) 収支決算書(予算書)

## (交付可否の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金額を決定し、その旨を船橋市総合型地域スポーツクラブ育成事業補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

## (変更等の承認申請)

第6条 前条の規定による交付する旨の決定の通知を受けたクラブの代表者(以下「補助事業者」という。)は、補助金に係る団体の運営及び活動(以下「補助事業」という。)の計画変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又は中止しようとするときは、船橋市総合型地域スポーツクラブ育成事業補助活動計画変更(中止)承認申請書(第3号様式)により、速やかに市長に申請しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内に、船橋市総合型地域スポーツクラブ育成事業補助金実績報告書(第4号様式)に、収支決算書、活動報告書を添えて市長に報告しなければならない。

(額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市総合型地域スポーツクラブ育成事業補助金確定通知書(第5号様式)により通知する。

(交付の時期等)

第9条 補助金は、前条の規定により確定した額を、当該年度の団体運営及び活動が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市総合型地域スポーツクラブ育成事業補助金交付請求書(第6号様式)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第10条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受けた補助事業者、又は補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、船橋市総合型地域スポーツ育成事業補助金返還命令書(第7号様式)により、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部、若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を交付する旨の決定を受けたとき、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。